

# 全国健康関係主管課長会議資料

平成 2 9 年 2 月 9 日 (木)

於：中央合同庁舎第 5 号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局  
総務課  
原子爆弾被爆者援護対策室  
指導調査室

# 目 次

## 【原子爆弾被爆者援護対策室】

|   |                                  |   |
|---|----------------------------------|---|
| 1 | 原爆被爆者対策について                      | 1 |
|   | (1) 平成29年度原爆被爆者対策予算(案)のポイントについて  | 1 |
|   | (2) 介護手当の支給に係る事務取扱について           | 1 |
|   | (3) 被爆者健康診断について                  | 1 |
|   | (4) 被爆二世健康診断について                 | 1 |
|   | (5) 医療費の対象から除斥される負傷又は疾病について      | 2 |
|   | (6) 在外被爆者への支援について                | 2 |
| 2 | 原爆症認定について                        |   |
|   | (1) 原爆症認定の迅速化について                | 2 |
|   | (2) 医療特別手当の支給継続に当たっての要医療性の確認について | 3 |
| 3 | 各種手当額の改定について                     | 3 |
| 4 | 被爆者健康手帳の審査について                   | 3 |
| 5 | 平成27年度原子爆弾被爆者実態調査について            | 3 |

## 【指導調査室】

|   |                               |    |
|---|-------------------------------|----|
| 6 | 公衆衛生関係行政事務指導監査について            | 5  |
|   | (1) 平成29年度の指導監査について           | 5  |
|   | (2) 平成28年度の指導監査における主な指摘事項について | 8  |
| 7 | 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金について        | 10 |
|   | (1) 平成29年度予算(案)について           | 10 |
|   | (2) 平成29年度整備計画について            | 11 |
| 8 | 毒ガス障害者対策について                  | 11 |

## 【原子爆弾被爆者援護対策室】

### 1. 原爆被爆者対策について

#### (1) 平成29年度原爆被爆者対策予算（案）のポイントについて

平成29年度の原爆被爆者対策予算（案）については、被爆者数が年間9千人ほど減少していることを反映し、対前年度37億円減額の1,325億円を確保した。

平成29年度に拡充を行う事業としては、

- ①長崎の被爆体験者への医療費助成対象疾患に「脳血管障害」を追加
  - ②老朽化している被爆者保養施設の修繕費等への補助
- を予定している。

また、平成28年度から、原爆の惨禍を次世代に伝え、死没者を悼むため、広島及び長崎の被爆建物の保存に対して補助しており、平成29年度も引き続き実施する予定である。

広島・長崎県市はもとより、全国の都道府県におかれても、被爆者が減少している中ではあるが、引き続き、必要な予算額の確保と施策の周知、適正な執行につき、御協力をお願いしたい。

#### (2) 介護手当の支給に係る事務取扱について

介護を受けている被爆者に対しては、被爆者援護法第31条に基づく介護手当を支給することとされており、その事務の取扱いは、「介護手当の支給に係る事務取扱について」（平成12年5月22日付け健医企発第18号厚生省保健医療局企画課長通知）に定めている。

今般、介護手当の不適正受給事案が発生したことから、平成28年11月に本通知を改正し、支給審査に当たっては、費用を支出して介護を受けた事実や費用の額が地域の実勢価格等から著しく乖離していないかを確認すること、介護を受けた場所が病院や介護施設等である場合は支給の必要性を慎重に判断することなど、特に留意すべきことを再度周知した。引き続き、適正な事務処理をお願いしたい。

#### (3) 被爆者健康診断について

平成28年度から、胃がん検診に胃内視鏡検査を追加し、ほぼ全ての自治体において実施いただいている。引き続き、受診者の安全に配慮しつつ、委託医療機関を増やすなど、希望者が受診しやすい環境整備をお願いしたい。

#### (4) 被爆二世健康診断について

平成28年度から、多発性骨髄腫検査を追加し、多くの自治体で実施していただいている。一方で、全ての医療機関で実施していない場合には、現場での混乱を避けるため、予め受診可能な医療機関一覧を配布するなどにより

周知いただくとともに、委託医療機関の拡充をお願いしたい。

また、多発性骨髄腫検査が受けられるようになったことや、希望者のみを対象とした検査であることを知らず、受診機会を逃したとの声が寄せられているため、改めて被爆二世の方々への周知をお願いしたい。

引き続き、一人でも多くの方が被爆二世健康診断を受診できるよう、受診しやすいような期日・場所を設定するとともに、定員枠などを設けることのないよう御配慮願いたい。なお、受診希望者が多く、年度途中で委託費が不足する場合は委託費の増額も検討するので、御相談願いたい。

#### (5) 医療費の対象から除斥される負傷又は疾病について

平成28年4月の診療報酬改定により、軽度な虫歯である「エナメル質初期う蝕 (Ce)」の保険診療が可能となった。

原爆被爆者一般疾病医療費については、従前から、虫歯の進行が軽度な「第一度う蝕 (C<sub>1</sub>)」と「第二度う蝕 (C<sub>2</sub>)」は原爆放射能との関連性が少ないため対象外としているが、「エナメル質初期う蝕 (Ce)」はこれらより更に進行が軽度であるため、医療費支給の対象外となるので、審査に当たっては御留意願いたい。

#### (6) 在外被爆者への支援について

在外被爆者への医療費支給については、平成28年1月から、韓国に在住する被爆者は長崎県で、韓国以外の国に在住する被爆者は広島県で、医療費の支給申請を受け付けているので、在外被爆者から問い合わせがあった場合は、申請窓口の紹介をお願いしたい。

また、在外被爆者からの原爆症認定申請については、在外公館で受け付けた後、都道府県市を通じて国に進達していただいているので、引き続きの御協力をお願いしたい。なお、審査結果については、都道府県市を通じて直接申請者へ送付することとしているので御留意願いたい。

## 2. 原爆症認定について

### (1) 原爆症認定の迅速化について

原爆症の認定については、高齢化する被爆者の現状を踏まえ、申請から原則6ヶ月で審査が行われるよう、迅速な認定審査に取り組むこととしている。認定は国で行うが、各都道府県、広島市、長崎市にも、国への迅速な申請書類の進達、審査に必要な資料が不足している場合の申請者や医療関係者への照会、申請者への審査結果の速やかな送付等の御協力を頂いている。

昨年この会議においても、迅速化にむけての協力をお願いしたが、これまで、約9割の案件について、申請から6ヶ月以内での審査を達成している。

御協力に感謝を申し上げるとともに、審査結果が速やかに申請者にお届けできるよう、引き続き御理解、御協力をよろしくお願いしたい。また、高齢化している被爆者の方々の負担を極力減らせるよう、引き続き窓口での丁寧

な資料の教示等を行っていただくようお願いしたい。

## **(2) 医療特別手当の支給継続に当たっての要医療性の確認について**

医療特別手当の支給継続に当たっては、認定疾病の要医療性を確認するため、健康状況届を原爆症認定申請から3年毎（放射線白内障等は、初回は原爆症認定申請から1年後）に手当受給者から提出いただいている。

平成29年度（5月末まで）の健康状況届出対象者に対しては、健康状況届の提出時期の通知につき遺漏なきようお願いしたい。

なお、要医療性の確認に当たっては、平成27年8月10日付事務連絡「健康状況届の確認に係る留意事項について」等の各事務連絡にお示ししたとおり、診断書の記載内容（認定疾病の治療状況や、認定疾病以外の疾病で原爆症の対象となる疾病の有無等）の確認など、審査を適切に行っていただくようお願いしたい。

## **3. 各種手当額の改定について**

平成29年4月からの医療特別手当などの支給額については、平成28年平均の全国消費者物価指数の前年比等にあわせて改定する予定である。

具体的な改定予定額については、1月末にお知らせしたとおりであり、関係者に対する周知等につき、よろしくお取り計らい願いたい。

## **4. 被爆者健康手帳の審査について**

被爆者健康手帳の審査期間については、申請者の高齢化に伴い、出来るだけ早期の審査が望ましいことから、やむを得ない事情がある場合を除き、審査期間を概ね半年以内とし、審査の迅速化に向け御尽力をお願いしたい。

なお、審査に際しては、申請者の原爆投下当時の所在や行動について、事実関係を可能な限り、客観的かつ正確に確認する必要があるが、この確認に当たり、必ずしも証人を必要としているわけではなく、例えば、①申請者御本人から当時の状況を記載した申述書や誓約書を提出していただいたり、②行政において、家族が手帳を取得した際の資料や同じ場所で被爆した人の資料を調査することなどで、十分な事実確認ができれば、手帳交付を認めるといった柔軟な取扱いをしている。今後も、こうした取扱いを徹底し、適切な審査をお願いしたい。

## **5. 平成27年度原子爆弾被爆者実態調査について**

平成27年度に、昭和40年度から10年おきに実施している「原爆被爆者実態調査」を実施した。当該調査の実施に当たっては、各都道府県、広島市、

長崎市に特段の御協力をいただいたことについて厚く御礼申し上げます。

調査結果については、今年度内に取りまとめ、厚生労働省ホームページ、「政府統計の総合窓口（e-Stat）」へ掲載するとともに、製本した報告書を各都道府県、広島市、長崎市に配布する予定であるので御承知おき願いたい。

## 6 公衆衛生関係行政事務指導監査について

### (1) 平成29年度の指導監査について

#### ア 指導監査の日程について

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「原爆被爆者援護法」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（結核に関する事務に限る。以下「感染症法」という。）、難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）そして児童福祉法（小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務に限る。以下「児童福祉法」という。）に関する行政事務指導監査については、平成29年度においても別記の計画により実施することとしているので、対象都道府県等にあつては、特段の御協力をお願いする。

なお、具体的な実施日程は別途通知する予定である。

#### イ 留意事項について

##### （感染症法関係）

我が国の結核罹患率は2015年には人口10万人あたり14.4人と順調に減少してきているもののいまだ低まん延国の水準である10.0以下になっていない。結核の予防指針では東京オリンピック・パラリンピック開催までに低まん延国となることを目指しており、結核患者の早期発見や感染拡大の防止をより一層徹底していく必要がある。

##### （難病法及び児童福祉法関係）

平成29年度は、対象疾病の更なる拡大と、医療費の自己負担上限額軽減措置等の経過措置期間の終了が予定されている。また、難病対策については、平成30年度から施行される大都市特例により、事業実施者として指定都市が追加されることが予定されている。

これらのことから、各地方公共団体におかれても施策の実施にあたり格段の御配慮をお願いしたい。

#### ウ 提出資料の作成等について

指導監査の実施に当たっては、毎年度、都道府県等における事業の実施状況につ

いて事前に資料の提出をお願いしており、提出資料の作成に当たっては、対象都道府県等にお示しする作成要領等に留意するとともに、期限（指導監査実施時期の60日前）までに提出されるようお願いする。

また、併せて実施する「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の指導監査についても、資料の提出等に当たり、関係部局との連携方、特によりしく願います。

## エ 指導監査の重点事項について

平成29年度の指導監査においては、各制度ごとに以下の事項を重点事項として実施することとしている。

### （ア）原爆被爆者援護法関係

- a 被爆者健康手帳の審査・交付状況  
（申請書類の審査、広島・長崎両県市への照会、必要書類の添付、事情聴取、記録の確認、未処理案件の状況）
- b 健康診断の実施状況  
（健康診断の周知・受診勧奨の状況、精密検査対象者の未受診理由の把握状況、交通手当の支給状況）
- c 原爆症認定申請の事務処理状況  
（必要書類の確認状況、認定書の返還状況、認定書・却下通知の処理状況）
- d 各種手当の認定、支給事務処理状況  
（各種手当の認定、支給台帳の整備状況）

### （イ）感染症法関係

- a 健康診断の実施状況  
（対象者の選定・受診者の把握方法、受診者・未受診者の把握状況、未受診者への受診勧奨方策、患者との接触者に対する健康診断受診勧告等の状況）
- b 医師及び病院管理者が行う届出状況  
（届出状況、医師及び病院管理者への指導状況）
- c 家庭訪問等指導の実施状況  
（訪問基準の整備状況、家庭訪問等指導の実施状況）
- d 就業制限の実施状況  
（感染症の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）への諮問・報告状況、就業制限の手続状況）

e 入院勧告の実施状況

(協議会への諮問・報告状況、患者等への説明・意見を述べる機会の付与の手続状況、勧告等の手続状況)

f 結核医療費の公費負担事務処理状況

(公費負担申請書の審査・事務処理状況、承認始期の状況、療養費払の書類の整備・処理状況、自己負担の認定に係る書類の確認状況、連名簿及び診療報酬明細書の写し等による審査点検状況)

(ウ) 難病法関係

a 支給認定等の状況

(医学的審査状況、世帯所得等審査状況、申請書類審査状況、支給認定期間、支給認定取り消し状況)

b 特定医療受給者証交付状況

(疾病別交付状況、有効期間、指定医療機関名等の記載状況)

c 指定難病審査会の設置状況

(規程の設置状況、委員の任命状況)

d 指定医療機関の指定状況

(指定状況、更新状況、取り消し状況)

e 指定医の指定状況

(指定状況、更新状況、研修実施状況)

f 標準事務処理期間の設定

(エ) 児童福祉法関係

a 支給認定等の状況

(認定適正化事業によるシステム利用状況、申請書類審査状況、支給認定期間、支給認定取り消し状況、重症患者等の認定事務処理状況)

b 小児慢性特定疾病医療受給者証交付状況

(疾病別交付状況、有効期間、指定医療機関名等の記載状況)

c 小児慢性特定疾病審査会の設置状況

(規程の設置状況)

d 指定医療機関の指定状況

(指定状況、更新状況、取り消し状況)

e 指定医の指定状況

(指定状況、更新状況、研修実施状況)

f 標準事務処理期間の設定

## (2) 平成28年度の指導監査における主な指摘事項について

平成28年度の指導監査は、55の自治体を対象に実施しており、指導監査においては是正改善を図る必要があると指摘した主な内容は以下のとおりである。

また、これらの指摘事項には、過去に是正改善を図るよう指摘したにもかかわらず、依然として改善されていない事例も含まれているので、各自治体におかれては、指摘の趣旨を御理解の上、改善に向けて適切に対処されるよう、一層の御尽力をお願いする。

なお、今後、監査結果について、広く公表していくことも検討しているので、改めて指摘事項の改善に向けて適切に対処されるようお願いする。

### ア 原爆被爆者援護法関係

- ・ 手当等認定事務不適切

### イ 感染症法関係

- ・ 定期健康診断の低受診率、報告書未提出の事業所等への指導が不十分
- ・ 接触者に対する健康診断受診勧告の実施、未受診者対策が不十分
- ・ 新患者発生届出の遅延
- ・ 医師及び病院管理者からの入退院届が遅延（未提出）
- ・ 新登録患者に対する家庭訪問等指導の実施が不十分
- ・ 就業制限の通知が行われていない等実施が不適切
- ・ 入院勧告に係る協議会への諮問・報告、患者等への説明・意見を述べる機会の付与手続等の実施が不適切
- ・ 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分

### ウ 難病法関係

(標準事務処理期間の設定に努めるよう指導)

### エ 児童福祉法関係

(標準事務処理期間の設定に努めるよう指導)

(別記)

平成29年度公衆衛生関係行政事務指導監査実施自治体

| 実施期間                         | 自治体名                                                                                                                            | 備考                                                                                    |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 各自治体に実施<br>期間を定めて別途<br>通知する。 | (都道府県) [24]<br>宮城県 秋田県 山形県 福島県<br>茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県<br>神奈川県 愛知県 三重県 京都府<br>大阪府 兵庫県 鳥取県 島根県<br>山口県 高知県 福岡県 長崎県<br>熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 | (注)<br>1 指定都市については、<br>感染症法(結核)、精神保<br>健福祉法、児童福祉法<br>(小児慢性特定疾病)につ<br>いて実施する。          |
|                              | (指定都市) [10]<br>千葉市 横浜市 川崎市 相模原市<br>静岡市 浜松市 京都市 堺市<br>北九州市 熊本市                                                                   | 2 中核市については、感<br>染症法、児童福祉法につ<br>いて実施する。                                                |
|                              | (中核市) [16]<br>函館市 越谷市 船橋市 柏市<br>長野市 大津市 東大阪市 西宮市<br>奈良市 和歌山市 高松市 松山市<br>大牟田市 長崎市 大分市 鹿児島市                                       | 3 保健所政令市・特別区<br>については、感染症法の<br>み実施する。                                                 |
|                              | (保健所政令市) [1]<br>四日市市                                                                                                            | 4 平成28年度の対象自治<br>体であっても、当該年度<br>における指導監査の結果<br>によっては、平成29年度<br>において追加して実施す<br>る場合がある。 |
|                              | (特別区) [8]<br>新宿区 文京区 台東区 杉並区<br>豊島区 荒川区 練馬区 葛飾区                                                                                 |                                                                                       |
|                              | [合計 59]                                                                                                                         |                                                                                       |
|                              |                                                                                                                                 |                                                                                       |
|                              |                                                                                                                                 |                                                                                       |
|                              |                                                                                                                                 |                                                                                       |
|                              |                                                                                                                                 |                                                                                       |
|                              |                                                                                                                                 |                                                                                       |

## 7 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金について

### (1) 平成29年度予算(案)について

#### ○ 一般会計

##### (項) 保健衛生施設整備費

##### (目) 保健衛生施設等施設整備費補助金

1, 669百万円

#### 【補助メニュー】

- |               |                    |               |
|---------------|--------------------|---------------|
| ・原爆医療施設       | ・原爆被爆者保健福祉施設       | ・放射線影響研究所施設   |
| ・農村検診センター     | ・小児がん拠点病院          | ・エイズ治療拠点病院    |
| ・HIV検査・相談室    | ・難病相談支援センター        | ・感染症指定医療機関    |
| ・感染症外来協力医療機関  | ・結核患者収容モデル病室       | ・結核研究所        |
| ・多剤耐性結核専門医療機関 | ・新型インフルエンザ患者入院医療機関 | ・医薬分業推進支援センター |
| ・食肉衛生検査所      | ・精神科病院             | ・精神保健福祉センター   |
| ・精神科デイ・ケア施設   | ・精神科救急医療センター       |               |

##### (項) 地域保健対策費

##### (目) 保健衛生施設等設備整備費補助金

1, 507百万円

#### 【補助メニュー】

- |                    |               |              |
|--------------------|---------------|--------------|
| ・原爆医療施設            | ・原爆被爆者保健福祉施設  | ・原爆被爆者健康管理施設 |
| ・地方中核がん診療施設        | ・マンモグラフィ検診機関  | ・エイズ治療拠点病院   |
| ・HIV検査・相談室         | ・難病医療拠点・協力病院  | ・眼球あっせん機関    |
| ・さい帯血バンク           | ・組織バンク        | ・末梢血幹細胞採取施設  |
| ・感染症指定医療機関         | ・感染症外来協力医療機関  | ・結核研究所       |
| ・新型インフルエンザ患者入院医療機関 | ・医薬分業推進支援センター | ・食肉衛生検査所     |
| ・と畜場               | ・市場衛生検査所      | ・精神科病院       |
| ・精神保健福祉センター        | ・精神科デイ・ケア施設   | ・精神科救急車      |
| ・精神科救急情報センター       |               |              |

#### ○ 東日本大震災復興特別会計(復興庁一括計上)

##### (項) 社会保障等復興事業費

##### (目) 保健衛生施設等災害復旧費補助金

425百万円

## (2) 平成29年度整備計画について

保健衛生施設等施設整備費補助金の平成29年度整備計画内容の説明聴取については、既に各地方厚生（支）局において実施したが、例年、建設用地の確保、地域住民との調整等により内示（実施計画承認）後に申請取下げ又は計画の変更といったケースが見受けられるので、各都道府県等におかれては、事業者の整備計画の進捗状況を十分把握するとともに、事業の延期・中止等の事態を生じさせることがないように、事業者等に対しても適切な指導をお願いする。

## 8 毒ガス障害者対策について

毒ガスによる健康被害を受けた方々に対する各種事業については、広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施しており、これらの県におかれては、今後とも協力をお願いしたい。

また、平成29年度の手当の支給額については、原爆被爆者に対する各種手当と同様に、消費者物価指数の変動等にあわせ、関係通知の改正により、支給額を改定する予定であるため、あらかじめご承知おき下さい。

（参 考）

平成28年度手当額（月額）

|             |          |
|-------------|----------|
| 特別手当        | 102,870円 |
| 医療手当        |          |
| 入院8日・通院3日以上 | 36,710円  |
| 入院8日・通院3日未満 | 34,300円  |
| 健康管理手当      | 34,300円  |
| 保健手当        | 17,200円  |
| 介護手当 重度     | 104,950円 |
| 中度          | 69,960円  |
| 家族介護手当      | 21,900円  |

# 参 考 資 料

# 一 参 考 資 料 目 次 一

## 【原子爆弾被爆者援護対策室】

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 平成29年度原爆被爆者対策予算（案） ..... | 資－1 |
|--------------------------|-----|

## 【指導調査室】

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 1 平成27年度公衆衛生関係行政事務指導監査結果の概要 ..... | 資－3 |
| (1) 指導監査を実施した地方公共団体の数             |     |
| (2) 主な指摘事項                        |     |
| 2 毒ガス障害者対策の概要 .....               | 資－4 |

## 原爆被爆者の援護

1, 325億円(1, 362億円)

### ○保健、医療、福祉にわたる総合的な施策の推進

高齢化が進む原爆被爆者の援護施策として、医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、調査研究事業、被爆建物の保存、被爆の実相に関する海外への情報発信など総合的な施策を引き続き実施する。

また、長崎の被爆体験者への医療費助成対象疾患に脳血管障害の追加を行うとともに、被爆者の健康増進を図るため、老朽化している被爆者保養施設の修繕費等への補助を行う。

#### (主な事業)

|                                |       |
|--------------------------------|-------|
| ・ 医療費の支給、健康診断                  | 341億円 |
| ・ 諸手当の支給                       | 873億円 |
| ・ 保健福祉事業(原爆養護ホームの運営等)          | 68億円  |
| ⑤ ・ 被爆体験者への医療費助成対象疾患への脳血管障害の追加 | 0.4億円 |
| ⑤ ・ 被爆者保養施設の修繕費等への補助           | 0.2億円 |

## ○ 原爆被爆者の援護

| 事 項            | 平成28年度<br>予 算 額  | 平成29年度<br>予算額(案)  | 備 考                                                       |
|----------------|------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------|
|                | 億円               | 億円                | 億円                                                        |
| 1. 原爆被爆者対策費    | <1,368><br>1,362 | < 1,331><br>1,325 |                                                           |
| (1) 医療費等       | 365              | 341               |                                                           |
| (2) 諸手当等       | 881              | 873               |                                                           |
| (3) 保健福祉事業等    | 66               | 68                |                                                           |
| (4) 原爆死没者追悼事業等 | 6                | 7                 |                                                           |
| (5) 調査研究等      | 43               | 36                | ㊟・被爆体験者への医療費助成対象疾患への脳血管障害追加 0.4<br>㊟・被爆者保養施設の修繕費等への補助 0.2 |
| 2. 毒ガス障害者対策    | 6                | 6                 |                                                           |

注1) < >は毒ガス障害者対策を含む

注2) 各事項の額は、億円単位未満四捨五入しているため、合計額は一致しない。

## 1. 平成27年度公衆衛生関係行政事務指導監査結果の概要

### (1) 指導監査を実施した地方公共団体の数

|           |       |
|-----------|-------|
| ・ 都 道 府 県 | 24 か所 |
| ・ 指 定 都 市 | 10 か所 |
| ・ 中核市・政令市 | 18 か所 |
| ・ 特 別 区   | 7 か所  |

---

|   |       |
|---|-------|
| 計 | 59 か所 |
|---|-------|

### (2) 主な指摘事項

#### ア 原爆被爆者援護法関係

##### (ア) 各種手当等の認定関係

|               |      |
|---------------|------|
| ・ 手当等認定事務が不適切 | 5 か所 |
|---------------|------|

#### イ 感染症法関係

##### (ア) 定期健康診断に関する事項

|                         |       |
|-------------------------|-------|
| a 受診率が低い事業所に対する指導が不十分   | 22 か所 |
| b 報告書が未提出の事業所に対する指導が不十分 | 17 か所 |

##### (イ) 定期外健康診断（接触者健診）に関する事務処理

|                         |       |
|-------------------------|-------|
| a 対象者に対する勧告が不十分（未実施を含む） | 10 か所 |
| b 接触者健診の実施率低調           | 20 か所 |

##### (ウ) 患者管理に関する事務処理

|                                                 |       |
|-------------------------------------------------|-------|
| a 新患者発生届出（法第12条）の遅延又は入退院届出（法第53条の11）の遅延（未届出を含む） | 54 か所 |
| b 新登録患者に対する保健師等による家庭訪問等指導の実施が不十分                | 9 か所  |

##### (エ) 就業制限に関する事務処理

|                          |       |
|--------------------------|-------|
| ・ 就業制限の通知が行われていない等実施が不適切 | 28 か所 |
|--------------------------|-------|

##### (オ) 入院勧告・措置制度

|                                                 |       |
|-------------------------------------------------|-------|
| a 入院勧告・措置や入院期間の延長の手続等が遅延している等実施が不適切（法第20条第1～5項） | 40 か所 |
| b 患者等への説明・意見を述べる機会の付与手続等の実施が不適切（法第20条第6～8項）     | 30 か所 |

##### (カ) 公費負担制度

|                        |       |
|------------------------|-------|
| a 自己負担額の認定が未実施（再認定を含む） | 12 か所 |
| b 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分 | 19 か所 |

## 毒ガス障害者対策の概要

### 1. 目的

第二次大戦中、広島県大久野島おおくのしまにあった旧陸軍造兵廠忠海製造所等、福岡県北九州市にあった同曾根製造所及び神奈川県寒川町にあった旧相模海軍工廠に従事していた者等の中には、当時製造していた毒ガスによる健康被害が多くみられることから、健康診断や相談指導の実施、医療費、各種手当の支給等を行い、健康の保持と向上を図っている。

### 2. 対象者

毒ガス障害者対策は、当時の従事関係に応じ、対策を講じている。

#### (1) 旧陸軍共済組合等の組合員であった者については財務省

→ 「ガス障害者救済のための特別措置要綱」(昭29) 及び「ガス障害者に対する特別手当等支給要綱」(昭45) により国家公務員共済組合連合会が実施

#### (2) 動員学徒、女子挺身隊員等の組合員以外の者については厚生労働省

→ 「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」(昭49) により広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施

#### < 対象者数 >

|              |        |
|--------------|--------|
| 財務省：         | 595人   |
| 厚生労働省：       | 1,618人 |
| 忠海：          | 1,542人 |
| 曾根：          | 70人    |
| 相模：          | 6人     |
| (平成28年3月末現在) |        |

### 3. 疾病の範囲

- 慢性呼吸器疾患（慢性鼻咽頭炎、慢性気管支炎等）
- 同疾病に罹患しているものに発生した気道がん(副鼻腔がん、舌がん等)
- 上記疾病にかかっている者に併発した循環器疾患、呼吸器感染症、消化器疾患、皮膚疾患

#### < 予算額 >

|                          |           |
|--------------------------|-----------|
| 毒ガス障害者対策費<br>平成29年度予算(案) | 564,945千円 |
| うち 健康診断費                 | 14,684千円  |
| うち 医療費                   | 24,812千円  |
| うち 各種手当                  | 510,317千円 |
| うち 相談事業等                 | 15,132千円  |

### 4. 対策の概要<厚生労働省>

- |          |                                         |
|----------|-----------------------------------------|
| ① 健康管理手帳 | 動員学徒等として従事していた者に交付                      |
| ② 健康診断   | 年1回(一般検査、精密検査)                          |
| ③ 医療手帳   | 毒ガスに起因する疾病を有する者に交付                      |
| ④ 医療費    | 医療保険の自己負担分を支給                           |
| ⑤ 特別手当   | 毒ガスに起因する疾病を有し、かつ重篤と認められた者に支給            |
| ⑥ 医療手当   | 特別手当を支給されている者であって、その疾病に係る療養を受けた期間について支給 |
| ⑦ 健康管理手当 | 毒ガスに起因する疾病が継続する者に支給                     |
| ⑧ 保健手当   | 毒ガス障害の再発のおそれのある者に支給                     |
| ⑨ 介護手当   | 費用を支出して介護を受けている者に支給                     |
| ⑩ 家族介護手当 | 疾病が重度であり、家族の介護を要する状態にある者に支給             |

| 支給額<br>(H28年度)               | 受給者<br>H28年3月末現在 |
|------------------------------|------------------|
| ① —                          | 1,618人           |
| ③ —                          | 1,395人           |
| ⑤ 102,870円                   | 45人              |
| ⑥ 入8以 36,710円<br>入8未 34,300円 |                  |
| ⑦ 34,300円                    | 1,176人           |
| ⑧ 17,200円                    | 5人               |
| ⑨ 重度104,950円<br>中度 69,960円   | 0人               |
| ⑩ 21,900円                    | 0人               |

5. 平成29年度予算(案)：564,945千円(内委託額563,865千円)

6. 創設年度：昭和49年度